

増えています 30歳代前後のトラブルや相談

知識身に付け賢い消費者に

五月は消費者月間です。本年度は「しっかり選ぶ消費者の知恵」がテーマ。消費者問題はより複雑になっていますが、消費生活センターでは、自立した賢い消費者を支援する事業や活動を行っています。

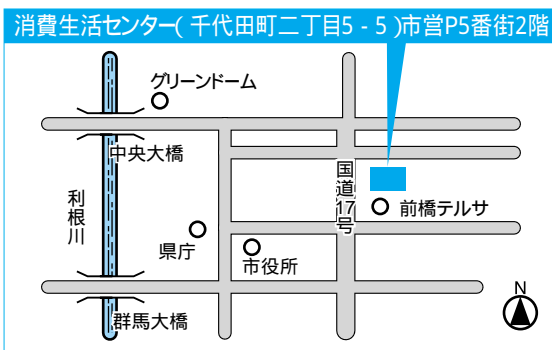
問い合わせは同センター 230 175 5へ。



正しく選択する目を養うことが必要です

安心できる生活を支援しています

消費生活センターでは、消費者が安心した生活を送れるよう各種事業を実施。消費生活に関する情報の提供や各種講座の開催、悪質商法の被害や契約トラブルについての相談受け付けな



どを行っています。

消費生活相談

相談時間は土日曜・祝日・年末年始を除く、午前九時から午後四時までです。電話や直接来所のほか、手紙でも受け付けています。

不用品情報交換制度「友愛ネット」

家庭で不用になっても、まだ十分に使える生活用品を有効に活用するため、品物を希望する人、提供できる人両方の情報を提供しています。

講座なども開催

毎年、身近な問題をテーマに皆さんの暮らしに役立つ講座やセミナーを開催しています。

消費者講座

消費者問題の専門家を講師に招き、今年は商品選択に必要な表示について学びます。

日時 5月25日 午後1時30分～3時 会場 前橋テルサ 対象 一般、先着九十人 テーマ・講師 「健康食品の賢い選び方」



消費者講座で正しい知識を

「広告表示を見極めよう」日本広告審査機構・市川孝さん 申し込み 消費生活センター 230 1755へ

出前講座

消費生活啓発員が地域や学校に出向き、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などで分かりやすく説明します。申し込みは同センターへ。

くらしセミナー

四回連続で生活に役立つ知識などを専門的に学びます。開催期日は随時、本紙でお知らせします。